



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 アイエーグループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 古川 教行
(JASDAQ・コード 7509)
問合せ先 専務取締役 小野 敦
(TEL.045-821-7500)

定款一部変更の件に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 33 期定時株主総会に定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員¹の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 31 条(取締役の責任免除)および第 42 条(監査役²の責任免除)の規定を一部変更するものであります。なお、定款第 31 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

また、当社における監査役制度をより安定・確実なものにするため、法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備え、定款第 34 条および第 35 条に補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を 4 年にするとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	定款変更案
第 4 章 取締役および取締役会 第 18 条～第 30 条 (条文省略)	第 4 章 取締役および取締役会 第 18 条～第 30 条 (現行どおり)
(取締役の責任免除) 第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	(取締役の責任免除) 第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

現行定款	定款変更案
<p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 第 32 条～第 33 条（条文省略）</p> <p>（監査役の選任） 第 34 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>（監査役の任期） 第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 36 条～第 41 条（条文省略）</p> <p>（監査役の責任免除） 第 42 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 第 32 条～第 33 条（現行どおり）</p> <p>（監査役の選任） 第 34 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. <u>会社法第 329 条第 3 項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、株主総会の決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>（監査役の任期） 第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u></p> <p>第 36 条～第 41 条（現行どおり）</p> <p>（監査役の責任免除） 第 42 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現行定款	定款変更案
<p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日

平成 28 年 6 月 23 日

定款変更の効力発生日

平成 28 年 6 月 23 日

以上